

# 令和2年度原子力規制委員会臨時会議

## 第29回会議議事要旨

令和2年9月30日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会臨時会議 第29回会議

令和2年9月30日

17:30～18:30

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査の状況（報告）（2回目）

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、山形緊急事態対策監、児嶋総務課長、森下原子力規制企画課長、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、渡邊安全規制調整官 他

○冒頭、更田委員長から、本日の審議及び資料は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。

(議題1：BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査の状況(報告)(2回目))

○原子力規制委員会は、BWRプラントの特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査の状況について、資料1に基づき原子力規制庁から報告を受けた。

○原子力規制庁からの報告においては、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の特重施設の審査において提示されている設備構成について、新基準適合性審査チームにおける整理として、以下の考え方が示された。

- ・ 重大事故等対処施設(以下「SA施設」という。)である循環冷却設備(海水冷却)のバックアップとして循環冷却設備(空気冷却)を設置することで、多様性の確保により信頼性の向上を図る。
- ・ SA施設と特重施設を兼用するフィルタベントのバックアップとして新設ベント(フィルタなし)を設置することで、フィルタベントを2系統設置する場合と概ね同程度の信頼性を確保する。
- ・ なお、新設ベントは、サプレッション・チェンバ・プール水のスクラビング効果により、大気へのCs137放出量について100TBqを下回る水準まで低減させるとともに、循環冷却設備と併用することで、放射性物質を含む格納容器内雰囲気の大気への放出を遅らせることが可能である。

○原子力規制委員会は、東海第二発電所について、今後の審査において以下の対応を実施することを前提に、上記の設備構成に基づき引き続き基準適合性を確認していくとの原子力規制庁の方針を了承した。

- ・ 特重施設の審査においては、起因事象やその後の事象進展等、事故の状況を十分に考慮した上で、講じる対策の有効性を確認すること。  
特にフィルタベントについては、格納容器過圧破損防止に関する複数の対策が存在する中で、必要な場合には確実に使用できるよう、判断基準等を確認すること。
- ・ 特重施設の運用手順を定める保安規定の審査においては、特重施設のみならず、関連するSA施設を含めて、各対策設備の使用方法や対策の優先順位の考え方等を確認すること。  
特に、循環冷却設備(海水冷却)については、設計基準事故対処設備である残留熱除去系の機能喪失要因も踏まえて、循環冷却設備(空気冷却)との優先順位を含め、使用方法の妥当性を確認すること。

○また、原子力規制委員会は、今後提出される上記設置変更許可申請の補正申請書の公開にあたっては、原則公開としているSA施設としてのフィルタベントに係る記載のうち、不法な侵入又は破壊を招くおそれのある情報等を非公開とする以下の方針を了承した。

- ① 設置建屋名称、配置図等、公開により不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報は非公開とする。
- ② 設備の設計方針、仕様や手順等のうち、SA施設と特重施設とで必ずしも同一とは限らない情報は公開する。
- ③ フィルタベントを特重施設と兼用するとの設計方針に関する記載は公開する。

○なお、原子力規制委員会は、本日の資料は、セキュリティの観点から非公開とすることを決定した。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門